

# 個人情報保護法における権利の限界と法定責任の拡大 —事業者が個人情報取扱者の場合—

○氏名 鄭コイン、氏名 ZHENG HAOYING

**Keywords** : 個人情報保護法、プライバシー法、自己情報コントロール、データの関連性

## 1 目的

巨大な情報格差が存在するため、個人と個人情報取扱者は実際に非対称な主体である。そのため個人情報保護法は、個人に権利を与えることで、個人が個人情報を再び制御することを可能にしようとしている。しかし、個人は自らの個人情報に関してリスクを理解し、評価する専門的知識を十分に持っているとは限らない。本研究の目的は、現在の個人情報保護法において、個人情報を規制する主な手段として権利がどの程度有効か、またその制限が存在する原因を指摘することである。さらに、より社会的で広範な措置を講じて個人情報を保護するデータガバナンスの理論化を探求することを目指している。

## 2 方法

本研究では、外国の文献研究と事例研究を用いた調査・分析方法を採用している。外国の諸文献を収集・整理し、個人レベルと社会レベルの2つの面から、プライバシー保護における権利の限界とその原因を論じる。また、事例研究を通じて、「データの関連性」について説明し、その問題点を指摘する。

## 3 結果

1) プライバシーを個人レベルで保護することは難しい。なぜならば、個人情報は一人で所有するのではなく、人と人の中で共有されており、人々の情報は自分だけでなく、他人にも影響を与えているからである。さらに、個人情報は対抗する能力に関連しており、権利は個人に十分な力を与えられないため、個人とその情報を収集・使用する取扱者との間の対抗する能力の偏在を均衡へと導くことはできない。

2) プライバシーは社会的価値を有する。個人が自己認識を発展させ、その認識を(強力なプライバシー保護によって)実現する能力を付与することに社会的価値があるということが言われている。例えば、民主主義の繁栄は、自分の意志を知り、それを実行できる個人を必要とする。プライバシーとそれが促進する個人の自己形成は、個人としてだけでなく、社会にとっても重要である。なぜならば、自主的に行動する市民なくして民主主義はありえないからだ。

## 4 結論

以上により、データエコシステムの原型となるいくつかの提案やプロジェクトがあり、そこから示唆を得ることができる。いくつかの提案は、既存の独占されたデータの流れに対して公的な管理とコントロールを行うことを目的としており、多くの場合、公開を義務付けたり、そのデータを公共に帰せしめて公共信託によって管理したりすることで実現しようと主張する。これらの対策は、市民のデータに対して個人情報取扱者が何をすべきかを定めるガバナンスのアプローチではなく、公共資源としてのデータが市民のために何ができるかを考える代替アプローチである。

### 【主要参考文献】

- 1) Salomé Viljoen, “A RELATIONAL THEORY OF DATA GOVERNANCE”, *Yale Law Journal*, Vol. 131,(2021)603-613.
- 2) Jathan Sadowski et al, “Everyone should decide how their data are used—not just tech companies”, *NATURE*, Vol.595(July 2021) 189-196, doi: <https://doi.org/10.1038/d41586-021-01812-3>.
- 3) エリック・A・ポズナー／E・グレン・ワイル(2020)『ラディカル・マーケット脱・私有財産の世紀』(安田洋祐・監訳、遠藤真美・訳、東洋経済新報社)(原書は Eric A. Posner and E. Glen Weyl, *Radical Markets: uprooting Capitalism and Democracy for a Just Society*, Princeton University Press, 2018)